

市長の学歴及び入札執行停止に係る事務調査

特別委員会要点記録

○開会日時 令和7年7月11日（金） 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 9名

1番	佐藤	周君	2番	村上	祥平君
3番	竹本	哉君	4番	井戸	清司君
5番	大川	勝弘君	6番	杉本	一彦君
7番	四宮	和彦君	8番	犬飼	このり君
9番	重岡	秀子君			

○出席議員 9名

議長	中島	弘道君	副議長	青木	敬博君
議員	虫明	弘雄君	議員	河島	紀美恵君
〃	長沢	正君	〃	篠原	峰子君
〃	杉本	憲也君	〃	鈴木	絢子君
〃	宮崎	雅薰君			

○証人 2名

企画部長	近持	剛史君
企画部秘書広報課長	山下	明子君

○出席議会事務局職員 4名

局長	富岡	勝	局長補佐	里見	和彦
係長	野田	昌伸	主査	山田	拓己

○会議に付した事件

- 1 委員長の互選について
- 2 委員席の指定について
- 3 副委員長の互選について
- 4 市長の学歴に係る事務に関する事項について
 - (1) 調査対象事務の確認及び調査の進め方について
 - (2) 証人出頭要求及び証人尋問について
- 5 その他
 - (1) 次回開催日について

(2) その他

○会議の経過概要

○事務局長（富岡 勝君）初めて構成された委員会であるので、委員会条例第7条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間、出席委員のうち、年長の委員が臨時に委員長の職務を行うこととなる。

本委員会の出席委員のうち、年長委員は重岡秀子委員となる。重岡秀子委員に臨時委員長をお願いする。

○臨時委員長（重岡秀子君）開会する。

初めて構成された委員会であるので、規定により、年長のゆえをもって委員長職を務めさせていただく。よろしく協力のほどお願いする。

○臨時委員長（重岡秀子君）仮委員席を指定する。仮委員席は、ただいま着席の委員席を指定する。了承願う。

暫時休憩する。

午前10時 1分休憩

午前10時 2分再開

○臨時委員長（重岡秀子君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○臨時委員長（重岡秀子君）この際、お諮りする。傍聴の申出があったので、これを許可したい。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（重岡秀子君）異議なしと認め、さよう決定した。

傍聴者の入室を許可する。

暫時休憩する。

午前10時 2分休憩

午前10時 2分再開

○臨時委員長（重岡秀子君）休憩前に引き続き、会議を開く。

傍聴人に申し上げる。地方自治法第130条第1項及び伊東市議会傍聴規則第13条の規定

を準用し、傍聴人は、静肅を旨として、議事について拍手などにより可否を表明し、または、騒ぎ立てる等の行為は禁止されているので、協力をお願いする。

○臨時委員長（重岡秀子君）日程第1、委員長の互選を行う。

この際、お諮りする。互選の方法については、指名推選にしたいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（重岡秀子君）異議なしと認め、さよう決定した。

お諮りする。指名の方法については、臨時委員長において指名することにしたいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（重岡秀子君）異議なしと認め、さよう決定した。

委員長に井戸清司委員を指名する。

お諮りする。ただいま臨時委員長において指名した井戸清司委員を委員長の当選人と定めることに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時委員長（重岡秀子君）異議なしと認める。よって、井戸清司委員が委員長に当選した。

新委員長と交代のため、暫時休憩する。

午前10時 4分休憩

午前10時 5分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

これより委員長職を行う。よろしく協力のほどお願いする。

○委員長（井戸清司君）日程第2、委員席の指定を議題とする。

委員席は、ただいま着席のとおり委員長において指定する。

○委員長（井戸清司君）日程第3、副委員長の互選を行う。

この際、お諮りする。互選の方法については、指名推選にしたいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）異議なしと認め、さよう決定した。

お諮りする。指名の方法については、委員長において指名することにしたいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）異議なしと認め、さよう決定した。

副委員長に佐藤周委員を指名する。

お諮りする。ただいま委員長において指名した佐藤周委員を副委員長の当選人と定めることに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）異議なしと認める。よって、佐藤周委員が副委員長に当選された。

○委員長（井戸清司君）日程第4、市長の学歴に係る事務に関する事項についてを議題とする。

まず、(1) 調査対象事務の確認及び調査の進め方について、本委員会は、市の広報事務において、市長の学歴に関して虚偽事項が公表されたことの重大性に鑑み、事務手続上、どのような点に原因があったのかを明らかにし、その適正性について検証することで、再発防止を図ることを目的とし設置されたものである。

また、新図書館新築工事の入札執行停止については、市長のトップダウンによる事業の中止であると認識してはいるが、発生し得るリスクに対しどのような検証がされたのか、その実行に至るまでの意思形成過程を調査することで、将来的な危機管理の観点から、より適切・確実な事務執行過程を模索することを目的に調査事項として掲げている。

ただいま申し上げたとおり、本委員会の調査事項は2つだが、特に世論の焦点となっている市長の学歴に係る事務、とりわけ市の広報事務について、時期を逸することのないよう速やかな調査が必要と判断し、優先的に調査事項として取り上げることを検討すべきと考えているが、各委員から意見等を伺いたい。

発言を許す。

○1番（佐藤 周君）委員長の言うとおり進めてよいと思う。

○委員長（井戸清司君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）これをもって協議を終結する。

ただいまの協議に基づき、調査事項のうち、市長の学歴に係る事務について優先的に調査を行っていくこととしたいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 証人出頭要求及び証人尋問について、優先的な調査をすることに決定した市長の学歴に係る事務について、市の広報における詳細な事務手続等を確認するために、当局に対し

事務執行上の関係人を証人として本委員会に出頭請求する必要があると考える。

資料配付のため、暫時休憩する。

午前 10 時 8 分休憩

午前 10 時 9 分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○委員長（井戸清司君）お諮りする。

市の広報事務について調査をするため、所管部署の管理職である企画部長及び秘書広報課長の2名に対し、本委員会に出頭を求めるにしたいと思う。また、証言を求める事項、出頭日時及び出頭場所については、お手元に配付した資料のとおり、それぞれ、「広報いとう 2025年7月号における市長プロフィールの記事を掲載するまでの事務手順」、「証人出頭請求書を受け取り次第直ちに、伊東市役所第2委員会室」としたいと思う。

これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（井戸清司君）異議なしと認め、さよう決定した。

証人出頭請求手続のため、暫時休憩する。

午前 10 時 10 分休憩

午前 10 時 19 分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

○委員長（井戸清司君）証人の入室を許可する。

〔証人 入室〕

○委員長（井戸清司君）証人に一言挨拶を申し上げる。本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会に出席いただき、感謝申し上げる。本委員会を代表してお礼申し上げるとともに、調査のために、ご協力を賜わるよう、よろしくお願ひする。

証言を求める前に、証人に申し上げる。証人の尋問については、地方自治法第100条第1項に規定があり、また、これに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっている。これにより、証人は、原則として証言を拒むことはできないが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることになっている。すなわち、証言が証人、または、証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族の関係にあり、または、あった者、後見人と被

後見人の関係を有する者が刑事訴追を受け、または、有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、または、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び、医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、禱祀もしくは祭祀の職にある者、または、これらの職にあった者が、その職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び、技術、または、職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合には、証人は、証言を拒むことができる。これらに該当するときは、その旨について申し出いただくようお願いする。それ以外には、証言を拒むことはできない。もし、これらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁、または、10万円以下の罰金に処せられることになっている。さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっている。この宣誓についても、次の場合は、これを拒むことができることになっている。すなわち、証人、または、証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族の関係にあり、または、あった者、後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができる。それ以外には、宣誓を拒むことはできない。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは3か月以上5年以下の拘禁に処せられることになっている。

以上のこととを承知いただくよう、お願いする。

法律の定めるところによって、証人に宣誓を求める。宣誓は、本委員会室に参集いただいている全ての方において、起立にて行うこととされているため、あらかじめ協力をお願いする。

一同、起立願う。

〔全員 起立〕

○委員長（井戸清司君）まず、企画部長において、宣誓書の朗読をお願いする。

○証人（近持剛史君）宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓う。令和7年7月11日、近持剛史。

○委員長（井戸清司君）次に、秘書広報課長において、宣誓書の朗読をお願いする。

○証人（山下明子君）宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓う。令和7年7月11日、山下明子。

○委員長（井戸清司君）一同、着席願う。

宣誓書に、署名、押印をお願いする。

〔証人 署名、押印〕

○委員長（井戸清司君）証人に申し上げる。これから証言を求める事になるが、証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また、発言の際には、その都度、委員長の許可を得てされるようお願いする。

委員の皆様に、あらかじめ申し上げる。証人への尋問に際しては、追及調の発言をするなど、 礼を失すことのないよう心がけていただくとともに、個人情報に関する事項については、発言を控えることとし、特段の配慮をいただくようお願いする。

また、証人から証言を行うに当たり、資料等を参考にしたいとの申し出があり、委員長において、これを許可したので、ご了承願う。

これより証人近持剛史氏、及び、山下明子氏から証言をしていただく。

初めに、委員長において、所定の事項、及び、共通認識事項についてお尋ねしたいと思う。

まず、人定尋問を行う。証人、両名にお伺いする。氏名、住所、生年月日、職業について、 事前に記入をいただいた証人確認事項記入票のとおり間違はないか。

○証人（近持剛史君）間違いない。

○証人（山下明子君）間違いない。

○委員長（井戸清司君）続いて、本委員会において証言を求める事となつた、広報いとう 20 25年7月号における市長プロフィールの記事について、どのような事務手順により作成され、 発行されるに至ったのかについて伺う。

○証人（山下明子君） それでは7月号の市長プロフィールの発行までの流れを説明する。市長が 選挙に勝った後、全国市長会から市長の履歴書等の提出依頼を受けていた。その中で東洋大学 法学部卒業そして市議の1期2期の記載をした履歴書を秘書広報課で、議員時代の資料などを 基に作成をしていた。最終的に、大学を卒業した年度等の確認をさせていただきたいということ で市長に卒業証書の提示をお願いしている中で、6月4日に私が確認させていただき、その 時点で全国市長会に提出する履歴書が一応中身が固まった形になった。その履歴書を基に6月 4日に広報いとうの原稿を作成している。6月4日が7月号の原稿の印刷業者への納期であつたため、まずそちらを大学の卒業と市議の1期2期をプロフィールに記載したものと提出して いる。その後、多分翌日か翌々日くらいだったと思うが、市長に印刷業者に送ったデータを お示しし、これでいかがかという確認をした。その際に、その前に市長から中学校、高校が市 内の中・高を卒業しているので、その部分も履歴書に盛り込みたいとお話を聞いたことがあつたので、そちらはどうするかということを確認し、大学卒業のみではなく中学校卒業、高校卒 業という部分も付け加えて記載するということで確認した。その後、11日に1回目の校正の 日だったので、市長が確認した中学校、高校、大学、市議1期、2期の記載したプロフィール を印刷業者に提出している。その後、13日に2回目の校正ということで、私とあと以下秘書 広報課の職員3名で、それぞれが全ての広報いとうの原稿を確認して印刷業者に提出して いる。その後は特段記事の訂正等はなく、印刷をして24日に納品され、24日の午後から25日にかけて町内会等に配布した。以上が流れとなる。

○委員長（井戸清司君） それでは、共通事項等についての確認は終了したので、引き続き、委員の皆様から証人尋問を行っていただく。発言を許す。

○3番（竹本力哉君） 私からは、まず先ほど発言いただいた、6月5日か6日にその原稿というものを市長に示し、その際に、それを市長が確認し、その上でそれをということは、東洋大学卒業と書かれていたものを確認し、その上で、中・高卒業の記載を要求されてそれを記載することになったという流れで、この時点で市長はある程度、言わば卒業ということを認めており、ある意味決裁されたというような形だと思うのだが、間違いはないか。

○証人（山下明子君） お見込みのとおりであるが、実際広報いとうの決裁区分が部長なので、市長まで判こをもらうことはしていないが、大学卒業となっているものを見せて、それに対して、それプラス、中・高の記載をしようという指示を頂いた。

○6番（杉本一彦君） これまでの市長の様々な記者会見等において、市長は今となれば、6月28日に東洋大学に自らが出向いて卒業証明を取ろうと思ったが、実はその時初めて、除籍になっていたことを知ったと、そういう旨を言っている。すなわち、6月28日までは、自分が卒業していたことを、自分自身も疑っていなかった、卒業していたと思っていたわけである。しかし、聞くところによると、広報いとう7月号の発行に至る経過の中で、市長より、学歴を掲載しないようにと、どこかのタイミングでそういう指示が、秘書広報課なのか企画課なのかわからないがあったという旨、報道等でも聞いている。その辺りの時期や載せないようにという理由をどのように言っていたのか教えていただきたい。

○証人（山下明子君） 広報いとうの原稿については、市長から学歴の部分を消すようにと指示は頂いた記憶はない。それより少し遅れて準備を進めていた、ホームページの市長の部屋にあるプロフィールについては、市長へこのように載せると確認したタイミングが、匿名の投書の関係で騒がれていた頃だったと思うが、ホームページについては市議だけで掲載してほしいという話を頂いた記憶はある。

○7番（四宮和彦君） 先ほど説明いただいた中で、もう少し確認したいのだが、最初、市長のプロフィールに関わることについては、当初は全国市長会からの依頼に基づいて、作成されたということで説明された。作成の時には、田久保市長が市議会議員時代の略歴を参考に秘書広報課側で作成したものを持っていて、そこで確認をしてもらうという作業だと思う。議員時代の資料というのは、まず何であるのかということを伺いたい。

○証人（山下明子君） 書類の名前までは今確認できないが、議員の皆さんのが何委員に就いたとか、色々経歴が載っている書類を議会から提供いただいて、それを基に作成している。

○7番（四宮和彦君） 我々が当選すると、議会事務局に対して、自分の略歴等を提出するような形になっているのだが、議会事務局が作成したものを参照したということでよろしいか。

○証人（山下明子君）おっしゃるとおり、そちらを参考に秘書広報課で作ったものをお見せして、これでよろしいかという確認を取っている。

○7番（四宮和彦君）しつこいことを聞くが、彼女は市議会議員としては2期目だったわけなので、その資料はいつ作成されたものであったとか、事務局側に確認すべき話であるかもしれないが、それには大学が卒業という記載が間違いなくあったかどうか聞きたい。

○証人（山下明子君）作成の日は覚えていない。そして、私の記憶の中では、卒業とは書いていなかったと思うが、それを参考にその後に私から卒業証書を見せていただくようお願いし、6月4日に見せていただいたので、最終的に卒業で問題ないであろうと判断した。

○7番（四宮和彦君）そうすると、これはまた我々が議会事務局に確認するから構わないが、要は、資料には大学を卒業と書いてあったのかなかったのか、その辺ははっきりはしていないということだが、そうだとすると、作成時に東洋大学卒業と書こうと、書くことになったということは、我々がどこの学校を卒業しているかなんて、いちいち秘書広報課の皆さんには知らないと思うが、そこを東洋大学卒業と書くに至ったのは、その上で市長に確認してもらったということだとすると、どうして卒業と書くことになったのか。

○証人（山下明子君）資料自体には東洋大学法学部まで書いてあったと記憶している。その上で卒業証書を確認させていただいたということで、卒業ということで記載した。

○7番（四宮和彦君）そうすると、最終的には卒業証書を確認したことだが、今までにその部分が問題になっているというわけだが、その際に、卒業証書で履歴を確認したという手法についてだが、卒業証明書を提出してもらうという要求はしなかったのか。

○証人（山下明子君）その時点では、卒業証明書まで提出していただく必要があるとは思っていなかった。卒業証書で確認できるものと思っていた。

○7番（四宮和彦君）卒業証書で確認したことに関しては、秘書広報課側から市長に学歴を証明できるものを持ってくるよう要求をして持ってきたのか、あるいは、彼女が自発的に持ってきたのか、その辺はいかがだったのか。

○証人（山下明子君）私から市長に確認させていただきたいのでお持ちいただけないかということでお願いしていて、これは市長に就任されたころからお願いしており、それが6月4日に見せていただいたということになる。

○8番（犬飼このり君）卒業証書と言われるものは提示されただけなのか、ちゃんと手渡されて手に取って確認したのかを教えていただきたい。

○証人（山下明子君）手に取ったかというところが定かではないが、市長の机の上に広げていただいて、この年にご卒業という形で確認させていただいた。

○5番（大川勝弘君）概略は分かった。一点だけ、議会が始まる前であったと思うが、正副議長

も市長の卒業証書を少し確認した上で、きっちと確認できなかつたということで、秘書広報課を通して、コピーができるないかというような要請があつたかと思うが、コピーができるなかつた要因とか原因があればお聞かせいただきたい。

○証人（山下明子君） 私が、議長からコピーを取つてもらいたいという依頼を頂いた記憶が定かではないが、私としても確認させていただけるのであれば、秘書広報課の保存としてコピーを取らせていただければ、万全であると思っていた部分があるので、確認させていただいたときに、コピーを取らせていただくことは可能であるか相談はしたが、そこまでは必要ないのではないかということ、今までの市長等にもそういうことを求めたということがなかつたということで、私が拝見しただけで確認とさせていただいた状況である。

○6番（杉本一彦君） 一点、卒業アルバムのことを伺いたい。議長、副議長が市長より疑惑をかけられている卒業証書を見せられた時に、例のちら見せをされた時に、市長が卒業証書と卒業アルバムを持ってきたといった証言があつたと思う。私は卒業証書とあわせて、本人が大学を除籍になつていていたとするならば、普通は持つてゐるはずのない卒業アルバムの存在も非常に気になるが、そもそも市長が卒業された年度の卒業アルバムには、一般的に証明となるべく顔写真や名前が入つてなかつたことは、既に私たちが確認したから、そんなものを持っていること自体もおかしいのではないかと思ったが、ある報道の一部には、卒業アルバムに載つてゐる学生時代の写真を見せてもらったという証言もあつたりする中で、秘書広報課が仮に卒業アルバムの存在について知つてゐたのか、またその内容なんかを一部の報道が言つてゐるような感じで見せてもらったことがあるのか、内容はともかく、今回市長が卒業したつてことを判断する中に、卒業アルバムの存在も、持つてゐるといふことも一つその根拠になつたのか、その辺を確認したい。

○証人（山下明子君） 卒業アルバムについては拝見している。私が見た卒業アルバムは、個人の写真や名前が載つてゐるものではなく、初めの方が入学式の様子であつたり、色々なイベントの写真であつたり、サークルごとに集合写真が載つたようなものになる。市長から、これが私だよということでお見せいただいたが、何分判別もつかないもので、それについては証拠とすることはなく、卒業アルバムではなく、卒業証書を見せていただけないかという話を4日の前にして、4日に持つてきていただいた卒業証書を確認したという形になる。

○6番（杉本一彦君） もう一つだけ確認させてほしい。今回秘書広報課も大混乱になっている。電話の問合せとかが多くて、私のところにも数件、市民から問合せがあつた。議会には卒業証書を出していないうだけ、内容を秘書広報課に確認したところ、秘書広報課からの案内で、間違いなく卒業証書はこちらで確認しているので安心していただくように、というようなアナウンスがあつた。なぜ議会に出さないのか、なんてことも言われたが、そういうアナルンス

も非常に重要であると思う。やはりその卒業証書、そこで確認された卒業証書が根拠でそういうアナウンスをされたということによろしいか。

○証人（山下明子君）6月4日に私が卒業証書を確認していたので、問合せの際には秘書広報課の職員は、秘書広報課長が確認しているということで説明をしていた。

○1番（佐藤 周君）課長にお伺いする。結果的にだが、これまで一般論として、市長就任の経歴については卒業証明書、いわゆる証明書、そこでの確認はしていなかった。市長になるに当たって大学を卒業していなければならぬわけでもないところもそのとおりの中で、卒業証書をもって卒業を確認したということであるが、現在東洋大学においては除籍したということの中で、卒業証書を発行することはないと言っているわけである。その時に、今の卒業証書と呼んでいるけれども卒業証書と思われるものが、課長が市長から提示を受けて確認したということだが、そこには東洋大学卒業と、卒業を認めるなのか、卒業のあかしなのか、そういう文言は書かれていたのか。

○証人（山下明子君）大変申し訳ないが、そこまで記憶になく、卒業証書を見せていただくようお願いしている中で、卒業証書ということで見せていただいたので、名前だったり、日付だったりというところも確認して、角印を押してあるというイメージはあるが、何が書かれていたのかというと、申し訳ないが記憶が定かではないのでお答えできない。

○1番（佐藤 周君）何となくそういう体裁があって、高級なもので、ぱっと見せていただいて、コピーも今ない状態とすれば、記憶の中でそこまで追いかけられるかという、私も例えば同じ立場だったらもしかしたら分からぬ。まさに、これは卒業証書らしきものであって、やはり現物そのものを議会としても確認させてもらわないと、話は収まらないものだと思う。私からは以上である。

○3番（竹本力哉君）先ほどおっしゃっていただいた中で、卒業アルバムを見せられた、その時に、これが私だと間違ひなく市長はおっしゃったということだったが、それに間違ひはないか。

○証人（山下明子君）いくつかサークルが並んでいる中の写真で、集合写真で10人とか12人くらいとか集まっているもので、これが私だということで指を指していただいたと記憶している。

○3番（竹本力哉君）それは卒業アルバムであったような形で認識されたということによろしいか。

○証人（山下明子君）入学式からの集合写真というか武道館でやったというような入学式の様子だったりが、色々なイベントというか催事が写っているものと認識したので、卒業アルバムであろうと認識した。

○ 7番（四宮和彦君）近持部長に伺う。一般論として例えば市の一般職に關していくと、採用試験の時に恐らく卒業見込証明書だとかというものを受験資料として提出することになって、最終的に採用になった段階で改めて卒業証明書などは提出書類として要求されるような形になる、企業なんかも同様に。ただ、先ほど市長の学歴を確認する際に卒業証書を出すようにと、何かしら裏づけとなる書類の提出を求めるということに關していくと、何か特に確定的なルールがあったとは思わないが、その辺はずっとそういう形で過去から進められてきたものなのか。

○証人（近持剛史君）過去からと言われると分からぬが、今回についてはこういう騒動があつたので、課長に指示を出して市としても確認をしようということで、課長に確認してもらった。その中で、私としては卒業証明書か卒業証書か、どちらかということで話をしたら、卒業証書を見たということになったので、それが本物だということを私たちは理解した。

○ 7番（四宮和彦君）確認で伺うが、卒業証明書ないし卒業証書を確認しようとしたというのは、ある意味今回のような事態になったから特例的にというかその必要性があるだろうという判断において、別にそういうことを要求したという理解で良いか。

○証人（近持剛史君）私の経過から話すと、6月上旬に井戸議員から匿名の文書が全市議会議員宛てに来たという情報提供を頂いて、内容を見させてもらい、市の当局としてもこれは確認をした方がいいのではないかというアドバイスを頂いた。私どもとしても、こういうことについてはしっかりと状況を正確に確認する必要があるということから、山下課長に指示を出して、その当時だが卒業証書か卒業証明書をしっかりと確認するように、市長に見せてもらうように話をした。それで6月4日に拝見してそれが卒業証書だということで、それを拝見したことをもって卒業したということを私たちは理解した。

○ 7番（四宮和彦君）今の流れのことでもうちょっと伺いたいが、議会側から近持部長に一応そういうものが届いたということが知らされたということだが、議会は行政機関ではないので、そのままの取扱いになってしまふと思うが、例えばそれを受け行政機関の対応としては、ただ経歴を確認するとかではなくて、それを公益通報として扱うとか扱わないとかということも検討はされなかつたのか。

○証人（近持剛史君）その場面においては公益通報とまではみなさず、あくまでも市長から証書または証明書を確認できればそれをもって証明できるという形で私たちは考えていたので、あくまでも拝見させてもらってそのような形とした。

○ 1番（佐藤 周君）冒頭に課長からの経過の中で、全国市長会に対して市長の経歴を提示したという話があった。東洋大学卒業という経歴を出した、それが今現在除籍となったという状況において、そこは今どのようになっているか。

○証人（山下明子君）その部分については、全国市長会に修正も考えはしたが、7日の記者会見

で市長が辞任の意向を示したので、その状況を伺ってどう対応するかというところを検討している。

○1番（佐藤 周君）今、全国市長会という話が一点、このプロフィールというものがあって、卒業したという間違えた市長の経歴が、他にも文書や団体であるとかに出されている状況はあるか。

○証人（山下明子君）全てを把握できているわけではないが、少なくとも全国競輪施行者協議会は市長が役員に就く関係で履歴書が欲しいという話があって、秘書広報課で把握している情報を渡して、それが提出されているものと認識している。

○1番（佐藤 周君）結果的に、影響した組織、団体、他にもあるのかという確認をする上で、除籍という結果があるようであれば、お詫びというかどういった形なのか分からぬが、そういった対処はしなければならないという現状ということは理解した。

○9番（重岡秀子君）先ほどの広報いとうの説明の時に、広報いとうだけではなくて、ホームページの問題が報告されたが、広報いとうの最初の原稿を書いてそれから校正が2回あったということだが、その日時と、ホームページのことについては、どのような原稿を書かれ、また市長はそれに対して、先ほど掲載をやめてくれみたいな話もあったようなお話を聞いたが、その辺の時系列が分かったら教えていただきたい。

○証人（山下明子君）広報の方はまず4日に一番初めの原稿を印刷業者に送付している。その後に第1回目の校正を11日、第2回目の校正を13日に行っている。ホームページの方が、6月のたしか第2週ぐらいの間に準備をして、決裁としては私までの稟議決裁を取り、その出来上がったものを市長にお示ししているが、それが13日の時間外とか16日あたりに市長に確認を取らせていただいたと記憶している。

○9番（重岡秀子君）分かった。大体13日か16日という、ちょっとその辺がはっきりしないということだが、私がもう一つお聞きしたのが、ホームページについて、課長の方で原稿を書いて、市長がそれを訂正、これはやめてくれっていうことは、あったようなことも聞いているが、その辺は今の説明だと、13日から16日の間ではっきりしないのか。

○証人（山下明子君）ホームページのレイアウト等については、私までの決裁をとって、担当職員が市長にレイアウトをお見せして、こんなのでいかがかということで確認している。その後に、私が担当者から学歴の部分は除いて市議の部分だけで掲載をするようにというお話があったということで報告を受けたと記憶している。

○9番（重岡秀子君）その点については、最初学歴が原稿として出されていて、その後市長が学歴の部分は取ってくれというような、ホームページに関しては指示があったわけである。その日にちははっきりしないのか。

○証人（山下明子君）はっきりいつだったかというのが自信はないが、13日の夕方以降か16日で、一応市長の部屋のホームページを16日に公開しているので、それ以前のお話であったと認識している。

○9番（重岡秀子君）それではホームページについては、一度大学卒業という原稿が載ったのを修正したのか、一度も大学卒業という原稿はなかったのか、その辺はいかがか。

○証人（山下明子君）ホームページについては、まだ公開する前のものをお見せして、そこで指示を受けたので、修正して市議のみのプロフィールを公開した形になる。

○9番（重岡秀子君）分かった。一つ確認だが、校正については1回目が11日、次が13日、先ほどの説明では1回目には中学、高校も入れてほしいという市長の希望もあったので、最初の原稿にはそれは入っていないが、それを直して出されたということだが、先ほどの説明ではもう一回13日の校正の時には、市長にそこは確かめなかったということでしょうか。

○証人（山下明子君）13日の2回目の校正については、通常私と課内のほか3人の職員が、全て文字、文言などをチェックするという形になるので、その時点では部長の決裁も受けないし、もちろん市長にも確認は特段していない。

○9番（重岡秀子君）コピーを取った問題だが、卒業証書をコピーさせてくれと言って、市長からそれを断られたというような話があったが、6月4日に課長から市長が卒業証書を持ってきたので、確認をしてこれで大学卒と書いてもいいだろうという確認をされた。コピーを取ろうとして断られたのは、議長、副議長がお見えになった前なのか、お見えになった後なのか、その辺はいかがか。

○証人（山下明子君）その日に、私は議長、副議長が見えられた後に、卒業証書を確認させていただいている。

○9番（重岡秀子君）卒業証書で大学卒業を確認したのは、議長、副議長が帰った後、では、議長、副議長の方が先にそれを見ているということか。

○証人（山下明子君）議長、副議長がお帰りになられて、そんなにすぐにではなかったと記憶し、議長、副議長は比較的朝早く来られたと思うが、私が多分拝見させていただいたのが、大体お昼前くらいだったと記憶している。

○9番（重岡秀子君）分かった。卒業証書を持ってきていただくように言ったのは課長で、一番最初にそれを見たのが議長、副議長ということでよいか。

○証人（山下明子君）そうだと思う。

○8番（犬飼このり君）もう一点、課長に確認させていただきたい。ホームページのプロフィールの大卒の部分を削除すると言ったときに、もう既に広報いとうは校了が終わっている。これについて、市長から何かもうこれは校了できないかとか訂正できないかとかそういう申出とか

はあったか。

○証人（山下明子君） 私に直接そういう話はなかったし、特段担当からもそういう相談があったという話も聞いていないので、なかったものと認識している。

○委員長（井戸清司君） ほかに証人尋問はあるか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君） では、議長から質問させていただく。

○議長（中島弘道君） 山下課長に最後一つだけ伺いたい。先ほど、私議長と副議長が最初に卒業証書なるものを見たが、本当にちょっとしか、すぐに引かれて、本当に確認できない、学部と名前くらいしか確認できないような状況だったが、課長は表表紙とか中の内容まで、しっかりと卒業証書と思えるほど、しっかりと時間をかけて見せていただいたのか、そこだけちょっと質問する。

○証人（山下明子君） もともと卒業証書を拝見させていただくようお願いした上でお持ちいただいたものだったので、基本何か疑いをもって見ているというわけではないので、特段問題があるとは思わなかったし、ちゃんと四角い赤い校印も、角印も押してあって、名前と全般的なものを見た中で、平成4年3月卒業であることを、日付のところは改めて確認したと記憶している。

○議長（中島弘道君） 東洋大学と書かれている表表紙までは確認できたか。

○証人（山下明子君） その部分については、もしかしたら見せていただいているかもしれないが、記憶に今ない。

○委員長（井戸清司君） ほかに証人尋問はあるか。

○9番（重岡秀子君） 卒業証書の件にしてはとても大事なことだと思うので、最後に確認をさせていただくが、一番最初に6月4日に卒業証書を見せてもらったのは議長、副議長、その後山下課長が全国市長会のことがあるので、卒業証書を山下課長の目でしっかりと見て、その後、見た後に、やはりこれはコピーを取っておいた方がいいのではないかと思って、コピーを取ろうとしたら、そのときに市長に、それはやめるようにと言われた、そういう経過でよろしいか。

○証人（山下明子君） 議長、副議長が来られて、その後に私が確認させていただいて、その際に特段何か深い理由があるわけではないが、ちゃんと確認したという証拠というか、今見たものの自信もなくなっているということもあるし、ちゃんと見たというところの証拠を残すために、私としてはコピーさせていただけないかという相談はしたが、今までのやり方等も踏まえてそこまで必要ではないであろうというお話を頂いたので、ではそれは結構、ということでお話をした。

○委員長（井戸清司君） ほかにはよろしいか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）では、委員長から最後に一つだけ聞かせていただきたい。山下証人はそれまでに、東洋大学の卒業証書というものを見たことがあるか。

○証人（山下明子君）見たことはない。

○委員長（井戸清司君）これをもって証人尋問を終了する。

証人に申し上げる。本日は、お忙しい中を本委員会にご出席いただき、心から感謝する。
退席をお願いする。

[証人 退席]

○委員長（井戸清司君）この際、お諮りする。

ただいまの証人尋問の結果を踏まえ、広報いとう当該記事の作成に当たり、重要な資料であったと判断する秘書広報課長が確認した市長の卒業証書とされている書類について、伊東市長田久保眞紀氏に対し、7月18日午後4時までに記録提出を求めていくこととしたいと思う。
これに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）異議なしと認め、さよう決定した。

記録提出の請求については、委員長において、議長に申し出をするので、ご承知おき願う。

○委員長（井戸清司君）以上で、(2) 証人出頭要求及び証人尋問についてを終了する。

○委員長（井戸清司君）日程第5、その他を議題とする。

まず、(1) 次回開催日についてである。

日程調整のため、暫時、休憩する。

午前11時 9分休憩

午前11時13分再開

○委員長（井戸清司君）休憩前に引き続き、会議を開く。

次回開催日については、請求記録の提出があった上で改めて調整することに、異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) その他について、委員から何かあれば質疑、意見を伺う。発言を許す。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（井戸清司君）質疑、意見なしと認める。これをもって、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第5、その他を終了する。

○委員長（井戸清司君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

○閉会日時 令和7年7月11日（金）午前11時14分（会議時間58分）

以上の記録を認める。

令和7年7月11日

委員長 井 戸 清 司